

令和6年11月15日		
資料提供		
担当課	教育委員会	総務課 吉村(内線3668 直通Tel073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和6年10月中に教育委員会で受理した不正行為等通報(教育委員会事務局等や県立学校の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(内匿名)
県民等	1(1)
職員等	1(1)
計	2(2)

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	2
郵便・FAX	0
その他	0
計	2

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容		処理状況
①	ある中学校では、出張した職員に旅費を支給していない。	通報内容について、当該校を所管する市町村教育委員会に回付し、調査を依頼した結果、当該事実は認められなかったとの報告を受けた。
②	ある所属では時間外に長時間の雑談をして残業しており、超過勤務手当を不正受給しているのではないかと。また、業務時間内に長時間の雑談をしている所属もある。	調査の結果、不正受給に該当する事実は認められなかった。当該所属長は、定時退庁や勤務時間中は業務に集中して取り組むことを職員へ周知した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの 1 ②

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの 1 ①

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	2
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	2 ① ②
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	0
(3)調査を継続中としたもの	0
(4)不受理としたもの	0